

# 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケアマキス（以下「法人」という。）の役員等の報酬等の支給について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

2 この規程において、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

3 報酬と前項の費用は、明確に区分する。

## (報酬の支給)

第3条 役員等に対し、勤務形態に応じて次の報酬を支給する。

- (1) 報酬
- (2) 費用弁償

## (報酬の算定方法)

第4条 報酬の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席に伴う報酬の額（別表1）
- (2) 財務諸表を監査しうる監事については、報酬を支給する。（別表2）
- (3) 常勤の理事については報酬を支給することができる。（別表3）

## (報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、次のとおり行う。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席に伴う報酬は、会議等出席の都度現金で支給するものとする。
- (2) 財務諸表を監査しうる監事出席の都度現金で支給するものとする。
- (3) 常勤の理事の報酬の支給方法は、本人の指定する金融機関口座への振り込みによって行う

## (費用の弁償)

第6条 費用の弁償は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- 2 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会など理事長または業務執行理事が依頼する出張等に伴う交通費を支給する。（別表4）
- 3 前項に定める費用については、会議等出席の都度、現金で支給するものとする。ただし、複数の職務を行った場合であっても、当該職務が同一日である場合は重複して支払わない。

## 附 則

この規程は、平成 30年 3月 17日から施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
評議員	日額 12,450円
理事長 非常勤理事	支給しない 日額 12,450円
監事	日額 12,450円

別表 2

役職名	報酬の額
監事	日額 12,450円

別表 3

役職名	報酬の額
常勤業務執行理事	月額 50,000円
常勤理事	月額 30,000円

職員を兼務するものは、職員としての給与又は賃金を受けることができる。

別表 4

役職名	費用弁済の基準
評議員	名古屋市内 支給しない 名古屋市外 普通車実費相当額
理事	
監事	